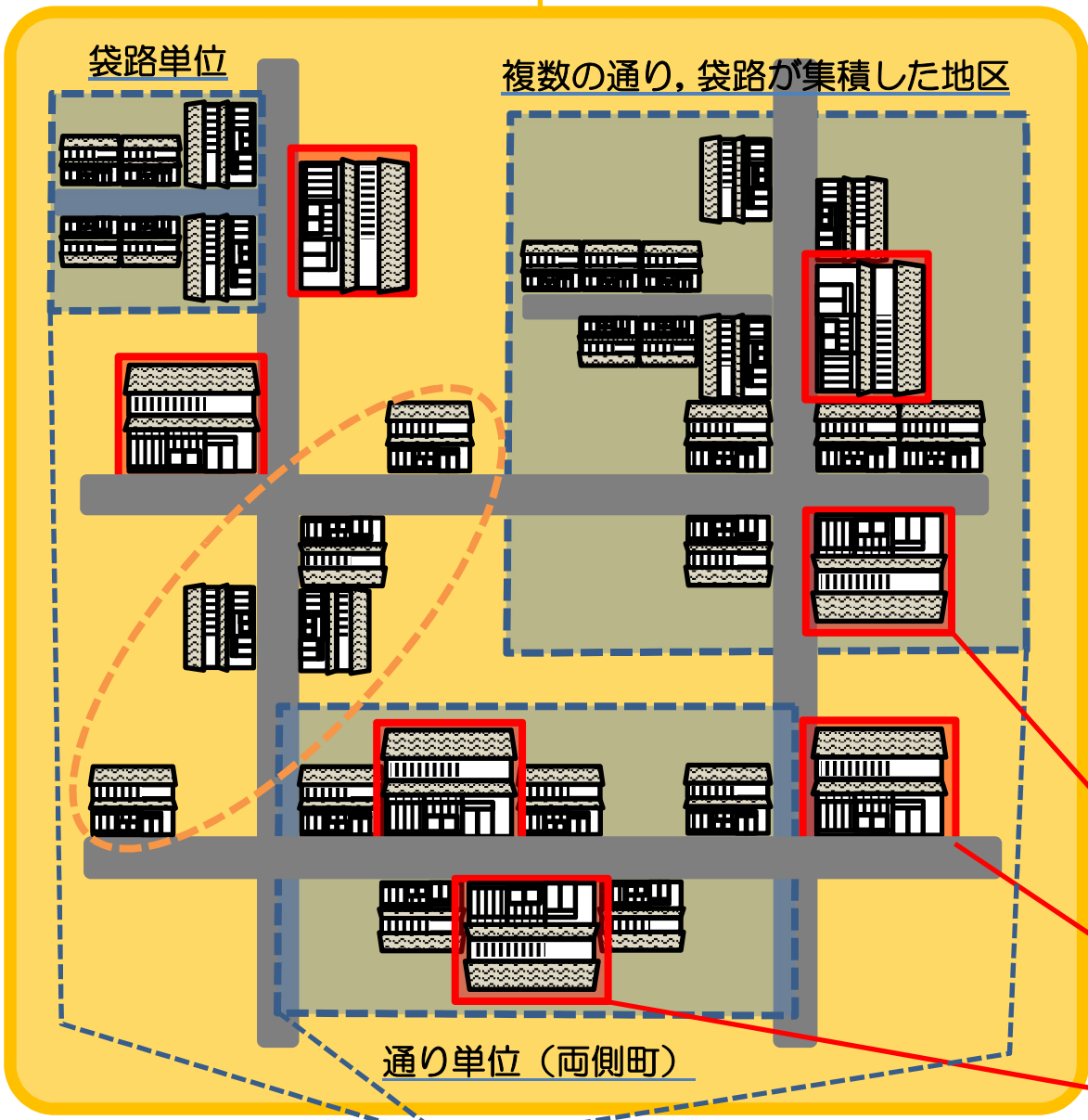


条例に基づく指定基準（地区指定・個別指定）について

市内全域の京町家



市内全域の京町家

全ての京町家を対象とした
保全・継承に向けた主な施策

○民間事業者との連携による流通・活用環境の構築

- ・マッチング制度の運用
- ・相談窓口の充実
- ・総合情報サイトの構築

○京町家の修繕費用に対する支援

- ・耐震改修に対する助成制度の充実(居住の用に供するもの)

現行制度	補助率 1 / 2	
	京町家	景観重要建造物等
補助限度額	90万円	130万円

新制度	補助率 8 / 10	
	京町家	景観重要建造物等 (※1)
補助限度額	120万円 + 1万円/㎡ (※2)	160万円 + 1万円/㎡ (※2)

※1 個別指定の京町家を含む。
※2 120㎡を超過する部分の面積に応じて補助限度額を引き上げ（上限300㎡）

- ・空き家関連助成制度の実施
- ・京町家まちづくりファンド改修助成の実施
- ・既存住宅省エネリフォーム支援事業の実施

個別指定を行う京町家

地域の趣のある町並みや生活文化を特徴付ける象徴的な
京町家（地区指定のエリア内及びエリア外）で、
市民や地域の方々にとって貴重なもの

＜個別指定の基準＞

1 以下の①～③のいずれかを満たす京町家

① 地域の趣のある町並みを特徴付けているもの

（考え方）

- ・外観に特徴的な建築要素を有し、地域の景観や建築様式の模範となる象徴的なもの
- ・希少性が高く、解体された場合に、町並みの個性が失われるなど特に影響が大きいもの
- ・趣のある町並みの形成の観点から、既存の制度に基づき、指定されたもの
（例）景観重要建造物、界わい景観建造物、歴史的意匠建造物

② 生活文化の保全・継承を図るうえで、優れた伝統的な意匠性又は顕著な地域的な特色を有しており、解体による地域への影響が大きいもの

（考え方）

- ・建物内部に建築当時の形態意匠を有しており、地域の都市居住文化を後世に伝える象徴的なもの（※看板建築も含めることが可能）
- ・希少性が高く、解体された場合に、地域の伝統的な生活文化が失われるなど特に影響の大きいもの
- ・生活文化の継承の観点から、既存の制度に基づき、指定されたもの
（例）歴史的風致形成建造物、文化財建造物

③ 魅力あるまちづくりの資源であり歴史的価値又は学術的価値の高いもので、市の趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を図るうえで重要なもの

2 将来に向けた保全・活用計画があるなど、京町家の保全・継承を意欲的に行おうとする所有者が管理する京町家

※ ただし、条例上の規制措置に伴い新たに創設した京町家改修助成、維持修繕助成は対象外

趣のある町並み又は生活文化が色濃く残っており、
市民や地域の方々にとって貴重な地区

＜地区指定の基準＞

1 以下の①又は②のいずれかを満たす地区

① 趣のある町並みが残っている地区（通り単位、町単位）

（考え方）

- ・通りに面して、外観に特徴的な建築要素を有する京町家が一定程度以上集積している地区＜線の＞
（例）伝統的な様式の格子などが残り、通り庇が連担している通りや袋路
- ・上記の通りが複数集まって地域の趣のある町並みを形成している地区＜面的＞
- ・趣のある町並みの形成の観点から、既存の制度に基づき、指定された地区
（例）歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区

② 生活文化が色濃く残っている地区（町単位等）

（考え方）

- ・地域における人々の生活又は生業により形成された伝統的な形態・意匠や空間構成が残り、濃やかなコミュニティが継承されている地区＜面的＞（※看板建築が多い地区も含めることが可能）

【くらしの文化】

自然や地域とのかかわりの中で培われた形態・意匠、建物配置、空間構成を持つ京町家が一定程度以上あり、職住共存の都市居住文化を伝えるコミュニティが形成されている地区
（例）職住共存地区内で、京町家が集積し、地域活動が活発な地区

【産業の文化】

生業に応じた建て方（織屋建て等）や形態意匠（格子、土間空間等）を持つ京町家が一定程度以上あり、生業を通じて育まれてきたコミュニティが形成されている地区
（例）西陣織など伝統産業を支える地域や寺社等の周囲に形成されてきた門前町などで、京町家が集積し、地域活動が活発な地区

※ 滅失の進行が早い地区、他への波及効果が高い地区等を優先して指定

2 京町家の保全・継承に向けた計画があるなど、地域の方々が組織に意欲的な地区（町単位等）

※ ただし、条例上の規制措置に伴い新たに創設した京町家改修助成は対象外